

西札書

我年所繕保定簿名張所定重其ノ左記ノ項目ニ對シテ即時實施セラレシムルヲ  
要求スルモノナラズ

一 臨時編纂ノ即時編纂ニ付格セラレタシ

一 勤続年限ノ即時全部通算セラレタシ

一 昇格年二回最底五級 實共ノ増額ニ付及制ヲ廢止セラレ今年ニ  
セラレタシ

一 退職部系職員ノ即時増員セラレタシ

一 水中作業ニ付長靴ノ支給一般作業ニ對シテ手袋(軍手)ヲ  
支給セラレタシ

一 直加給(宿直増額)ノ即時實施セラレタシ

一 退職者臨時外員火ニ歩増ヲセラレタシ

為尊就候也

昭和六年六月八日

北本局長 近新三郎 殿

東京市役所庶務課長

其 瑞 支 部

勞務第一六〇五那

昭和六年四月廿四日 警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達 謙藏 殿

警務局長 吉田 茂 殿

京都府知事 林 精 知 殿

養生 解決

関係事務  
係事務課長

東京市末市道事務神田出張所臨時人 森 理 三 郎 様 へ

2393

実告

- 一 二十五日臨時人夫百名中 二十名ノ解散ヲ告ラシム
- 二 人夫等二十日同館ニ留シタルニ付セラレタシ以テ東京地方自由労働者  
組合ニ戻指方等々
- 三 二十五日午後三時ニ退行シタルヲ以テ所探者ニ於テ廿六日ヲ檢束取調中

神田區錦町ニ一所在標記出張所ニ於テハ去ル十九日今所長ト  
シ臨時人夫(補充)百名中四十名ヲ本月廿四日限リ解散スル旨言